

子どものこと、学校のことなどを、お気軽にご相談ください。

こども相談窓口のご案内

幸区役所3階4番「こども支援室」へ

Q:どんな相談にのってくれるの？

A:「子どものしつけや接し方に関すること」

「子どもの友人関係に関すること」

「子どものことばのおくれや成長発達に関すること」

「いじめや不登校、ひきこもりに関すること」

「虐待に関すること」「子どもの転校に関すること」

「奨学金や、就学援助等に関すること」

「学校生活や学習に関すること」

・など、子どもや家庭、学校に関するさまざまな相談に応じます。



Q:誰が相談できるの？

A:・18歳未満の子ども

・18歳未満の子どもの保護者や、その家族

・家族以外のかたでも、親戚・知人、保育所や幼稚園、学校、近所にお住まいの方など、どなたでも相談できます。

Q:どうやって相談するの？

A:・電話または相談窓口（幸区役所3階4番）へお越しください。

・家庭や学校などを訪問して相談に応じる場合もあります。

・相談時間は、平日午前8時30分から午後5時までです。

土日祝日・年末年始は休みです。

・相談は無料です。相談に関する秘密は固く守ります。



Q:誰に相談するの？

A:・保健師や、子ども教育相談、家庭相談員が相談に応じます。

・相談内容により、児童相談所、総合教育センター、地域療育センター、精神保健福祉センター等の専門機関を紹介し、連携して相談に応じます。

《相談・問合せ先》
幸区役所 こども支援室
電話 044-556-6693